

訴 状

令和 4 年 4 月 28 日

広島地方裁判所 民事部 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り
航空法 73 条の 4 第 5 項、運送約款第 14 条第 1 項に基づく降機等命令取消請求事件

請求の趣旨

- 一 被告株式会社 AIRDO は、令和 4 年 2 月 6 日午前 10 時 46 分に AIRDO72 便機長が原告に対してなした航空法 73 条の 4 第 5 項に基づく命令を取り消せ
- 二 被告株式会社 AIRDO は、令和 4 年 2 月 6 日、AIRDO 国内運送約款第 14 条第 1 項第 3 号に基づく降機命令を取り消せ
- 三 原告には、マスク不着用で航空機に搭乗する権利があることを確認する
- 四 被告らは原告に対し、連帯して、金 1 円を支払え
- 五 訴訟費用は被告らの負担とするとの判決並びに仮執行宣言を求める

(「請求の原因」目次)

第一 当事者	2
第二 被告 AIRDO がなした降機命令等.....	2
一 降機命令等が発せられるまでの経緯.....	2
二 被告 AIRDO に対する質問とこれに対する回答.....	3
第三 マスク着用について... ..	4
一 着用義務の不存在.....	4
二 科学的根拠の不存在.....	7
第四 本件各命令の取消請求（請求の趣旨第 1 乃至第 2 項）	8
一 マスク不着用と安全阻害行為.....	8
二 本件各命令に先立つマスク強要行為.....	8
三 行政処分性	8
四 訴への利益	8
第五 マスク不着用のまま航空機に搭乗できる権利の確認（請求の趣旨第 3 項）	9
一 国による指導慢怠.....	9
二 釧路警察署による AIRDO との実質的共謀.....	9
三 確認の利益	9
四 小括.....	10
第六 損害賠償（請求の趣旨第 4 項）	10

請求の原因

第一 当事者

- 一 原告谷本誠一（以下「原告」という。）は、後述する実質的な降機命令時から現在に至るまで広島県呉市議会議員の地位にあるとともに、政治団体自然共生党の党首として国のワクチン接種事業やマスク着用の推奨に反対する立場で政治活動を行っている。
- 二 被告株式会社 AIRDO（以下「被告 AIRDO」という）は、北海道を発着する航空機を運航する株式会社である。
- 三 被告釧路警察署は釧路空港に派出所を設置し、そこでは、航空運送に関連する事件を主に取り扱っている。

第二 被告 AIRDO がなした命令等

一 命令等が発せられるまでの経緯

- 1 原告は、令和 4 年 2 月 6 日、釧路空港から同行者である訴外高橋清隆（以下「高橋」という）とともに、被告 AIRDO が運航する AIRDO72 便（行先は羽田空港、以下「本件航空便」という）に搭乗しようとして、同日午前 8 時 50 分頃、原告と協力関係にある NPO 法人 Zen 副理事長の訴外山本貴子が、原告及び高橋（以下「原告ら」という）の依頼に基づき、釧路空港の被告 AIRDO チェックインカウンターにおいて搭乗券の発行手続を開始した。
- 2 原告らは、かねてより、後述する通りマスクには何ら感染症の予防効果がないどころか有害性が大きいことから、国が感染症対策と称して国民にマスク着用を推奨することに否定的な思想信条を有していた。
- 3 それゆえ、原告らは、航空機内においてもマスク不着用で搭乗したいとの考えを有していた。とりわけ、原告は地方議会議員という公人の立場として、マスク着用について科学的根拠がなく、国民の生活に著しい悪影響を及ぼしていること、及び航空会社の従業員が乗客に対して航空機内でのマスク着用を強要することは違法であることを訴える行動表現として、マスク不着用のまま堂々と航空機に搭乗すべきとの信念を有していたのであり、単なる個人的、趣味的な考えに基づくものではない。
- 4 もっとも、原告らは、他の乗客に対する不安が生じることのないよう、機内の最後尾の席に指定した上で、マスク不着用のまま搭乗したいと考えていた。現に、2 月 4 日に搭乗した訴外全日本空輸株式会社（被告 AIRDO の親会社である）が運航する航空便（ANA377 便、羽田空港発、中標津空港行）では機内の最後尾の席を指定して搭乗できるよう交渉した結果、マスク不着用のまま搭乗することができたのである。
- 5 それゆえ、原告らは、2 月 6 日午前 8 時 50 分頃、山本に対し、同日午前 9 時 50 分釧路空港発の本件航空便に、2 月 4 日と同様にマスク不着用のまま搭乗できるように、被告 AIRDO のチェックインカウンターの職員と交渉するよう依頼した。
- 6 前記依頼を受けた山本は、同職員と午前 9 時 30 分頃まで交渉に及んだ。交渉が長引いていることに不安を感じた原告らは、同カウンターに赴いて、同職員と直接交渉したところ、同職員はマスク不着用のままでの搭乗を受け入れ、午前 9 時 38 分付けで、原告に対しては最後尾窓側の 25F 席を、高橋に対しては 1 つ前の 24F 席をそれぞれ指定した搭乗券を発行した。その際同職員は、「あなた方はこの飛行機に乗れることは確定しております。あなた方が乗るまでは出航することはありませんので、ご安心ください。については私が責任を持って、ご案内いたします」と述べたので、原告らは安心して同職員の案内を受けながら手荷物検査場に向かった。
- 7 そして、原告らは、マスク不着用のまま手荷物検査を通過して本件航空便に搭乗し、指定された座席にマスク不着用のまま着席した。なお、24F 及び 25F 席はいずれも 3 席が横並びになっているが、それぞれ通路側の隣 2 席には誰も着席していなかった。
- 8 しかし、本件航空便の CA が原告らのもとに寄ってきて、マスクの着用を要求し始めた。原告らは、前記カウンター職員がマスク不着用のまま搭乗できると明言していたことと併せ、国土交通省が「マスク着用はお願いであつて、強制するものではない」との見解を示したことを伝えた。同 CA がマスクの着用を要求したことは不当であり、運送約款に基づく契約の一方的不履行であることが明白ゆえ、引き続きマスク不着用のまま搭乗できるように求めた。
- 9 その後、同 CA は何度もコックピットと原告らの席との間を往復しながら原告らと交渉し、出発時刻から 50 分余りが経過していた。
- 10 すると、同 CA は、空港職員及び警察官を臨場させた上で、原告らに対し、本件航空機機長名の命令書と題する文書を交付した。同命令書には原告らが「乗務員の職務を妨害し、航空機の安全の保持等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること」に該当することを理由に、航空法第 73 条の 4 第 5 項に基づく命令である旨が記載されていた。
- 11 また、原告は、本件航空機に搭乗しなければ東京での同日の予定に間に合わないこと

から、やむを得ずマスク着用に応じる旨を述べた。しかし、同警察官は「降機してもらいます」「降りなければ執行しますよ」と答えたため、原告は警察官らによって身柄拘束されることを恐れ、やむを得ず、自ら席を立てて本件航空便の機内から降機した。高橋もこれに従って降機した。

- 12 これらの被告 AIRDO の措置は、航空法第 73 条の 4 第 5 項に基づく命令（甲 1）であるにも関わらず、警察官と共謀して、あたかも降機命令であるように装い、原告自ら搭乗契約を破棄せざるを得ないように仕向けたものと考えられる。警察官は、降機命令の法的根拠を示すべく、CA とともにコックピットの機長に対し、命令書交付の要請までしている。この命令書は降機命令ではなかったものの、命令書を突き付ければ、原告らが降機するものと予想できていた節が伺われる。被告 AIRDO もそれを見越しての命令書であり、「機長による行き過ぎた降機命令はしていない。原告らが進んで降機を選択した」と主張するお膳立てであったと推認される。
- 13 ところが、後述する被告 AIRDO の回答からすると、同社運送約款第 14 条第 1 項第 3 号に基づき降機させる意図があったことは明白である。

二 被告 AIRDO に対する質問とこれに対する回答

- 1 高橋は、被告 AIRDO が本件命令を発出した理由を知るため、令和 4 年 3 月 3 日付けで被告 AIRDO に対し公開質問状と題する文書を送付し、下記 4 点について質問をした。

質問事項 1

2022（令和 4）年 2 月 6 日に私、高橋清隆と谷本誠一氏が釧路空港 9：50 発羽田行きの ADO72 便から降機させられた際発行された「命令書」は、航空法第 73 条の 4 第 5 項に基づくとして、「乗務員の業務を妨害し、航空機の安全の保持等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること」にチェックが入れている。私と谷本氏のどんな行為が「乗務員の業務を妨害し、航空機の安全の保持等に支障を及ぼすおそれ」があったと考えるか。

質問事項 2

複数の報道によれば、この降機命令について貴社は「他の客に不快感や迷惑を与え、安全や健康に危害を及ぼす恐れがあると判断した」（2/8 10:55 共同通信 <https://nordot.app/863599423044304896?c=39546741839462401>）とコメントしている。私と谷本氏のどんな行為がこれに該当したと考えるか。

質問事項 3

発行された「命令書」に機長名が記されていない理由は何か。

質問事項 4

降機命令は機長の単独判断だったのか、空港管制側の指示だったのか。

- 2 これに対し、被告 AIRDO は、3 月 16 日付けのメールで以下のとおり回答した。

1. ご質問事項 1 に対するご回答
当該命令書において反復又は継続してはならないとした行為は、具体的には弊社乗務員に対する罵声、威嚇、撮影並びに機内の秩序を乱す行為です。
2. ご質問事項 2 に対するご回答
弊社国内旅客運送約款第 14 条第 1 項第 3 号（ニ）、（ホ）及び（チ）に基づきご搭乗をお断りしたものであり、これに該当する具体的な事由は、弊社乗務員によるマスク着用の要請・指示を拒否されたこと及び弊社乗務員に対する罵声等です。
3. ご質問事項 3 に対するご回答
当該命令書の様式上、機長名ではなく便名を記載することとされております。
4. ご質問事項 4 に対するご回答
弊社基地長代行者の決定に基づき、ご搭乗をお断りしました。

なお、被告 AIRDO の国内旅客運送約款第 14 条第 1 項は以下の通り定められている。

（被告 AIRDO の国内旅客運送約款第 14 条第 1 項）

第 14 条 運送の拒否及び制限

1. 会社は、次の各号に該当すると認めた場合には、当該旅客の搭乗を拒絶し、又は寄航地空港で降機させることができます。その場合において、その旅客の手荷物についても同様の取扱いとします。この場合、第 20 条第 1 項の規定による払戻しを行い、取消手数料は一切申し受けません。なお、本項(3)号(ホ)、(へ)又は(チ)の場合においては、上記の措置に加えて、当該行為の継続を防止するため必要と認める措置をとることができます。その措置には、当該行為者を拘束することを含みます。

- (1) ～(2) (略)
- (3) 旅客の行為、年令又は精神的若しくは身体的状態が次のいずれかに該当する場合
 - (イ) ～(ハ) (略)
 - (ニ) 他の旅客に不快感を与え、又は迷惑を及ぼすおそれのある場合
 - (ホ) 当該旅客自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合
 - (ヘ) ～(ト) (略)
 - (チ) 会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合
 - (リ) ～(ヌ) (略)

2 (略)

- 3. しかし、原告らは、回答事項1の「罵声、威嚇、撮影並びに機内の秩序を乱す行為」に及んだことなどない。
すなわち、原告らは、平静な態度で、CA に対し、前記カウンター職員との間でマスク不着用のまま搭乗できると確認したことを平穏な言動で説明したにすぎない。
また、撮影については、命令書を交付された際に写真撮影したのみであり、これも、被告 AIRDO が違法な本件各命令を発出したことの証拠を保全する必要から撮影したのであるから、何ら非難されるいわれはない。
その他、機内の秩序を乱す行為など全く及んでいないどころか、座席から一步も離れていない。
- 4. また、回答事項2に「弊社国内旅客運送約款第14条第1項第3号(ニ)、(ホ)及び(チ)に基づきご搭乗をお断りした」とあるが、そのような事実はない。
すなわち、(ニ)「他の旅客に不快感を与え、又は迷惑を及ぼすおそれのある場合」については、他の旅客には認識できないように最後部座席を要望し、被告 AIRDO もその配慮により最後部座席を指定したのであるし、原告らの隣2席には誰も着席していなかったのであるから、旅客に不快感を与え、迷惑を及ぼす危険は明らかになかった。
(ホ)「当該旅客自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合」については、マスク不着用が直ちに人の安全又は健康に危害を及ぼすことの科学的知見も証明もなく、現在かつ明白な危険は存在しなかった。
(チ)「会社係員の業務の遂行を妨げ、又はその指示に従わない場合」については、業務の遂行を妨げたことはなく、違法な指示に従う義務はなかった。
- 5. なお、被告 AIRDO は、国内旅客運送約款第14条第1項に基づいて降機の措置を執った旨を主張するが、民事上の同約款に基づいて強制的に降機させることは法的に不可能であるから、被告 AIRDO が原告らを強制的に降機させた措置は、本来は航空法第73条の4第1項に基づく降機命令とみるべきである。
- 6. 前述の通り、原告は、公人としてマスク不着用の行動表現の一環としてマスク不着用のまま本件航空機に搭乗しようとして、被告 AIRDO は、一旦はそれを認容した上で最後尾の座席が指定した搭乗券を交付したのに、一転して、マスク着用を強要し、それに従わないことを実質的な理由として、本件各命令をなしたのである。
そうすると、被告 AIRDO がなした本件各命令は、原告に対し、義務でないことを行わせる行為であって、原告の移動の自由を奪う行為でもあるから、機長、またそれを指示した基地長代行による航空法第151条の職権濫用に他ならない。加えて、マスクを着用すべきでないという原告の思想信条の自由を侵害にするのみならず、住民の代表たる地方議会議員としての表現の自由の行使を侵害したことにより、地方自治の本旨たる住民自治の原則を踏みこむものであり、憲法第92条に反するものである。
- 7. なお、CA が「マスクを着けないと降りてもらふことになりましたよ」とか、警察官が「マスクは常識だろう。テレビでも言っているではないか」「降りないと執行しますよ」とかいった言動は、原告らにとっては、「従わないと飛行機に乗せてもらえない」という恐怖の何物でもなく、刑法第222条の脅迫や同第223条の強要とも受け取れるに十分な発言である。

第三 マスク着用について

一 着用義務の不存在

- 1 (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」といふ。)第4条第1項には、「事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。」とある。
- (2) ここには、「予防及び感染の拡大の防止」と「新型インフルエンザ等対策」に協力する努力義務が謳はれているが、具体的に、マスクの着用やその着用方法などについて定めたものではなく、マスク着用義務は規定されていない。
- (3) また、法第75条には、「この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手

- 続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。」とあり、法第4条第1項の努力義務の具体的な態様として、マスク着用義務を定めうる政令への委任がなされているが、マスク着用義務を定めた政令の規定は存在しない。
- 2(1) なお、法第75条に基づく新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年制令第122号。以下「施行令」といふ。）第5条の5（重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置）には、「法第31条の6第1項の政令で定める措置は、次のとおりとする。」として、
- 一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
 - 二 当該者が事業を行う場所への入場（以下この条において単に「入場」という。）をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導
 - 三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
 - 四 手指の消毒設備の設置
 - 五 当該者が事業を行う場所の消毒
 - 六 入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知
 - 七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止
 - 八 前各号に掲げるもののほか、法第41条の4第1項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの」と定める。
- (2) そして、施行令第5条の5本文で引用する法第31条の6第1項（感染を防止するための協力要請等）というものは、「都道府県知事は、第31条の4第1項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第2号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。」とするものである。
- (3) また、施行令第5条の5第8号で引用する法第31条の4第1項（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）というものは、「政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。
- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
 - 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
 - 三 当該事態の概要」とするものである。
- (4) つまり、施行令第5条の5各号の規定は、いずれも新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に関するものであつて、その措置がなされていない場合には適用がないといふことになる。
- (5) また、その適用がある場合であっても、施行令第5条の5第6号に「入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知」を行う義務があるのは事業者であつて、入場者にマスクの着用を義務付けるものではない。
- (6) ところが、施行令第5条の5第7号には、「正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止」とある。これは、事業者に対し、入場者にマスク着用を義務付けることになるのであつて、法第75条による法第4条第1項の努力義務の具体的な態様としてマスク着用義務を政令が定めていないのであるから、このような規定は違法無効である。マスク着用義務が定められていないのに、事業者が入場者の「入場の禁止」をすることはできないのである。マスク着用を勧奨することができるに過ぎないのであるから、「入場の禁止」ではなく、「入場辞退の勧奨」と限定解釈運用によらなければ違法となるのである。
- (7) いずれにしても、後に述べる通り、一般的にマスク不着用には正当な理由があるので、事業者に入場の禁止をさせることは事業者に違法行為を強要することになるので違法無効であることは明らかである。
- 3(1) これと同様に、施行令第12条（感染の防止のために必要な措置）にも、同様の規定がある。すなわち、「法第45条第2項の政令で定める措置は、次のとおりとする。」

として、

- 一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- 二 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- 三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- 四 手指の消毒設備の設置
- 五 施設の消毒
- 六 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- 七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止
- 八 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの」

とある。

- (2) つまり、施行令第 12 条第 7 号だけが、「入場の禁止」としていることから、前述の通り、実質的にマスク着用を義務付けさせている点において違法無効なのである。
- (3) ところで、施行令第 12 条が引用する法第 45 条第 2 項（感染を防止するための協力要請等）には、「特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項及び第 72 条第 2 項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。」とある。
- (4) さらに、施行令第 11 条（使用の制限等の要請の対象となる施設）には、「法第 45 条第 2 項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第 3 号から第 14 号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。」とし、
 - 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
 - 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
 - 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 五 集会場又は公会堂
 - 六 展示場
 - 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
 - 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
 - 九 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
 - 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（第十一号に該当するものを除く。）
 - 十五 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの」とある。
- (5) また、上記施行令第 11 条第 15 号の厚生労働大臣の告示は、令和 2 年 4 月 13 日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が各都道府県知事宛に発出した「使用の制限等の要請の対象となる施設に係る留意事項等について」（事務連絡）がある。

- 4(1) 以上からすると、マスクに関する事項についての法令の建て付けからして、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示がなされて状況である場合においても、施行令第 11 条（使用の制限等の要請の対象となる施設）に定められた施設に限定して規定されているだけであって、しかも、前述のとおり、「入場の禁止」は違法無効である。
- (2) それゆえ、たとえ北海道におけるまん延防止等重点措置が令和 4 年 1 月 27 日から同年 3 月 21 日までの間に実施されていたとしても、航空機内は施行令第 11 条所定の施設にはあたらないから、施行令第 12 条（感染の防止のために必要な措置）において定められた措置である「六 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知」「七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止」が適用される余地は皆無なのである。

二 科学的根拠の不存在

1 有用性について

- (1) マスクの効用等については、科学的根拠に強い疑問がある。いはゆるスペイン風邪と呼ばれた新型インフルエンザウイルス（H1N1）は、当時の世界人口 18 億人のうち、半数から 3 分の 1 程度（少なくとも 5 億人程度）が感染し、5000 万人以上が死亡したとされる。その時期において、アメリカでは、サンフランシスコ市衛生局の最高保健責任者として市保健委員会委員長を務めたウイリアム・C・ハスラーの主導で、大正 7 年 10 月に「マスク着用条例」が制定され、第一次世界大戦における愛国心を煽ってスペイン風邪を押さえ込んだとされるが、戦争が終わってクリスマスになると、人々はマスクをするのを嫌がって着用しなくなり、感染がさらに拡散したとされている。これがマスクの効用神話の始まりである。
- (2) しかし、現在、アメリカにおいて、マスクの着用者群と非着用者群の比較において、前者の方が感染者が多かったとの調査結果もある。一般に、鼻呼吸では感染リスクが低い、口呼吸では高い。マスクをしながら声を出して話をする、口呼吸が増えて感染リスクが高まる。マスクを着用すると、呼吸が浅くなり酸欠になってストレスが高まり疲労がたまる。高温又は多湿の環境や季節においてマスクを着用すると体熱放散作用が妨げられて熱中症のリスクが高まる。マスクをした場合でも、マスクをしない場合と比較しても 60～80%程度はウイルスに暴露するため、特に、長時間のマスク着用は、却って感染のリスクが高まる可能性がある。
- (3) また、他人に感染させないためにマスクを着用しても、それでもウイルスは飛散する。後述する通り、PCR 検査陽性の無症状感染者の感染力はないのであるから、ウイルス飛散を防止するためのマスク着用は有害無益である。また、大多数の人は非感染者であるのでマスクは無用であり、有症状感染者のみにマスク着用を奨励する程度に留めるべきである。
- (4) 国は、国民の全員がマスクを着用した形相で生活する「新しい生活様式」という異様で異常な社会生活の様式を奨励して定着させてはならない。そのやうな生活様式は、国民の文化や伝統などを支えている基層に重大な悪影響を生じさせることになるので、国には、このような悍ましいマスク生活様式を国民に強制することを速やかに中止しなければならない義務がある。
- (5) 付言すると、以上のことは、主に内閣府や厚生労働省の政策に関係するものであるが、国民の全員がマスクを着用した形相で生活する「新しい生活様式」という異様で異常な社会生活の様式は、コミュニケーション障害や子どもの発達障害を引き起こすという大きな問題を招くこととなり、社会全体の国民生活の根幹を歪めてしまうことにある。人と人との交流は、文字や言葉の音声だけでなく、顔全体の表情と表現や口の動きなどによってなされるものであつて、口を含む顔の大部分をマスクで覆ふ状態では、コミュニケーションが不完全となり、意思の疎通が図れない社会となる。そして、社会というのは大人だけのものではない。特に、乳幼児や未成年者においては、発達障害等の原因になることが指摘されているのであり、このようなマスク生活が常態化することを阻止しなければならないのである。
- (6) しかも、国民が国土交通省に対し、公共交通機関における、特に症状のない者のマスク着用が、新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止に確実な効果があるという科学的根拠を立証する文書の開示を請求したところ、令和 3 年 12 月 21 日付けで斉藤鉄夫国土交通大臣名による、文書の不存在を理由に不開示通知を出しているのである（甲 2）。
- (7) いずれにせよ、国は、単純にマスクの着用を奨励するだけで、そのマスクの種類と性能、着用場所、着用時間、マスクの着脱の要件などの基準を定めず、どの程度の態様によるマスク着用が有用で安全であるのかの基準に関する医学的知見と根拠を国民に全く示していないのである。

2 安全性について

- (1) マスク着用の有害性を無視することはできない。
- (2) マスク着用によって、鼻呼吸が妨げられ口呼吸を誘発することになり、軽い酸欠状態を引き起こし、熱交換が不完全となって熱中症の原因になる。また、マスク製造過程での薬品等や接触によるアレルギー性などの皮膚炎や、マスク内での雑菌繁殖による健康被害などを引き起こすのであつて、前述した通り、マスクによつて顔を覆ふ状態でのコミュニケーションの障害によって、特に、子供の成長に致命的な支障をきたすことになるのである。
- (3) これらについては、医学論文等が存在する。マスクにより酸欠状態になり SpO₂ が低下する (PMID:18500410) のであり、マスクの使用とインフル感染の予防効果を示した研究は存在しない (PMID:22188875) のである。また、感染リスクを減らすマスクの有効性を支持するエビデンスはほぼ皆無である (PMID:20092668)。
- (4) 現に、WHO は、令和 2 年 6 月 5 日まで、健康な人がマスクを着用すべきだと判断するには十分な証拠はないとしていたのである。
- (5) 「鼻呼吸こそが天然のマスク」(元岡山大学病院・岡崎好秀) であつて、感染爆発とされている今だからこそ鼻呼吸によって免疫力を高め、体を強くするためにマスクを外すべきなのである。

第四 本件各命令の取消請求 (請求の趣旨第 1 乃至第 2 項)

一 マスク不着用と安全阻害行為

- 1 航空機内でマスクを着用しないことが安全阻害行為に当たらないことは、国土交通大臣が認めている。
すなわち、令和 3 年 8 月 27 日、赤羽一嘉国土交通大臣 (当時) は、記者会見において、記者 (高橋清隆) の質問に対して以下の通り述べて、マスク不着用は安全阻害行為に当たらないと答弁した。
(国土交通省 HP) <https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin210827.html>
(問) 短く 1 点だけ。
単にマスクを着用していないことは、航空法第 73 条の 4 に抵触されませんか。
(答) ですから、私が先ほど申し上げたとおりです。
(問) 大声をあげたり、威嚇したり、そういうことがあったからですね。そういうことが無ければ、安全阻害行為には当たらないという理解でよろしいでしょうか。
(答) 一般論としては、そういうことではないでしょうか。
- 2 そうすると、本件航空機の機長乃至 CA が、原告らに対して執拗にマスクの着用を求めたことは強要未遂罪 (刑法第 223 条) に当たるのであるし、かかる違法なマスク強要を端緒としてなした本件各命令は、機長職権濫用罪 (航空法第 151 条) に当たるのである。

二 本件各命令に先立つマスク強要行為

- 1 また、本件各命令に先立ち、本件航空便の CA は、原告らに対して執拗にマスクの着用を求める強要行為に及んでいるのであり、明らかに違法である。
- 2 被告 AIRDO ですら、航空機内では約 3 分で空気が入れ替はると宣伝しているくらいなのであるから、マスクを着用しなくても何らかの感染症に感染するリスクなど極めて小さいのであり、マスク着用の必要性は皆無である。
- 3 本件各命令は、かかる違法なマスク強要行為に端を発してなされたのであるから、仮に、原告がやや強い口調で CA に抗議したとしても、これをもって安全阻害行為 (航空法第 73 条の 4 第 5 項) に当たると解釈してはならないし、被告 AIRDO による違法なマスク強要行為と密接な牽連性がある本件各命令自体が、違法性を帯びるといふべきである。

三 行政処分性

本件各命令は、航空法第 5 項に基づく機長の命令であり、且つ被告 AIRDO の定める国内旅客運送約款第 14 条第 1 項第 3 号に基づく降機命令でもある。
本件航空機の機長が民間航空会社である被告 AIRDO の従業員であるとしても、同法に基づく公権力の行使としてなしたのである。よつて、本件各命令が行政庁たる機長による行政処分であることに疑いを差し挟む余地はない。

四 訴への利益

原告は、本件各命令を受けて、自発的に本件航空機から降機したものの、再度被告

AIRDO が運航する航空便に搭乗する際にはマスク着用を強要され、それを拒否すれば降機命令等がなされることが確実である。

このような事態を防止するには、本件各命令の効力自体を否定する必要があるから、原告には本件各命令の取消訴訟を提起する「回復すべき法律上の利益」（行訴法第9条1項括弧書き）を有する。

第五 マスク不着用のまま航空機に搭乗できる権利の確認（請求の趣旨第3項）

一 国による指導怠慢

- 1 前述の通り、赤羽国交相は、マスク不着用は安全阻害行為に当たらない旨を答弁しているのであるし、航空機内では新型インフルエンザ等特別対策阻止法施行令第11条及び第12条が適用される余地がないことが明らかであるから、国は、航空各社に対してその旨を周知徹底させ、機内で違法なマスク強要を行わないよう指導すべきであった。
- 2 すなわち、国内では、令和2年9月7日釧路空港発関西空港行きのピーチ機で、マスクを拒否した男性客が、他の乗客に大声を出すなどして、航空法第73条の安全阻害行為により新潟空港で途中降機させられた事件が発生した。また同月12日には、奥尻空港発函館空港行きの北海道エアシステム機でも、マスク拒否をきっかけに、別の男性客が安全阻害行為で離陸前に降機させられるトラブルが起きた。いずれも、航空会社が、マスクの着用を執拗に要求したことが契機となったものであり、原告の事例と同様、単なる要請を超えて違法な強要行為に達していた可能性が高い。
- 3 そうすると、国はマスクをしない乗客の移動の自由のみならず、マスクを着用すべきでない国民の思想信条の自由を保障しなければならないのであるから、航空各社に対して、前述のとおり国民に対して法律上のマスク着用義務が存在しないこと、マスク不着用が直ちに安全阻害行為に当たらないこと、及び、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条及び第12条が航空機内で適用される余地がないのでマスク着用を要請する法的根拠すらないことをそれぞれ周知徹底させるとともに、乗客に対して違法なマスク強要に及ばないよう指導をすべき地位にあった。
- 4 しかし、国は、そのような周知・指導を怠った結果、被告 AIRDO の本件航空機の機長及び CA が原告に対してマスクの着用を強要し、挙句の果てに、本件各命令に及んだのである。

二 被告釧路警察署による AERDO との実質的共謀

- 1 被告釧路警察署書は釧路空港での事件を扱う派出所を有しており、本件では、AERDO の依頼を受けて警察官を航空機内に派遣した。先に述べた言動の如く、原告らに対し、AERDO と一緒になってマスク着用を執拗に求め、これに従わなければ降機させようとした。これは公務員の公平性に甚だ欠ける行為である。ところが原告から「何の法的根拠で来たのか」と詰問され、それならということで、航空法に基づく命令書発行を機長に求めるため、CA と共にコックピットに赴いた。そして、命令書を持って原告らに降機を命じた。実際は命令書は降機を命じるものではなかったにも関わらず、あたかも降機命令だと装った。
- 2 原告は降機させられると次の予定を控え、大変困ることから、「マスクを着けるなら降りる必要はないな」と問うたが、「マスクはもう関係ない。（命令書が発布されたからには）降りてもらおう」と断言し、原告らを強制的に降機させる意図がありであった。原告は、降りなければ逮捕されることを恐れ、自主的に降機することを選択し、高橋は仕方なくそれに同調した。

三 確認の利益

- 1 このように、国は、まさに国民の移動の自由等が侵害されている状態を放置しているからこそ、被告 AIRDO が原告に対してマスク着用を強要し、本件各命令を発出して原告を降機に至らしめたのであるから、原告は、被告 AIRDO をはじめとするすべての航空会社が運航する航空機に、マスク不着用のまま搭乗することができない事態が継続することになる。
- 2 このような事態は、憲法上保障された移動の自由を侵害するものであるし、マスク着用をすべきでないという原告の思想信条の自由や表現の自由を侵害されているのであるから、確認の利益（即時確定の利益）が存在する。
- 3 また、被告 AIRDO に対する関係でも、原告が被告 AIRDO が運航する航空便に搭乗しようとした際、再びマスク強要をされる可能性が高いどころか、そもそも搭乗を拒否される可能性も否定できないから、確認の利益がある。

四 小括

- 1 原告らは料金を支払い、搭乗手続きを済ませ、保安検査場を通過して機内に入り、予め航空会社が指定した座席に座っていたので、あとは航空会社が義務を履行するだけであった。
しかして機内に座って出発を待っている間に、CA から、マスクの着用を執拗に求められた。仮に航空会社には、搭乗客全員に対して感染症予防対策をしなければならない法的義務(運送契約に内在する安全配慮義務とでも言うべきもの)があったとしても、行きANA 便がしたように、そのために最後尾の人がいない場所をあてがうなど充分配慮しているし、ましてマスクをしなければ搭乗できないとの指導は、国土交通省はしていない。AIRDO は、原告らに対して、マスク着用を本人らが明確に拒絶しているのに執拗に求めてはならなかった。より端的に言えば、そこに座って出発を静かに待っているお客様を、構ってはいけなかった。
この段階では、航空会社は、定時に安全にすべてのお客様を目的地まで届ける義務を遂行しなければならない。原告らは、双務契約である運送契約に何ら不履行はない。
- 2 しか被告 AIRDO は、自らの債務を履行せず、原告らに義務無きことを行わせようと執拗に付きまとった。機内では、指定座席を離れてはならないのだから、原告らは、AIRDO 側の事実上の支配下であって、その場に監禁されたとみることもできる。さらに機内に警察官を介入させ、マスク着用拒否を理由に降機させようと図った。
- 3 機内の最高責任者は機長であり、この要求は、警察官の個人的意見で済ませることはできない。こうなると、何か原告ららが違反をしているのではないか、まして違法行為をしているのではないかの疑念が機内に現れても不思議ではない。たとえ AIRDO 側に原告らの名誉を棄損する具体的事実の適示(例えばお客様は間違っているとか、非常識だとか、他人に迷惑をかけているなどの発言)はなかったとしても、原告らの名誉感情は法的保護に値する。あの場であのような状況に陥ったら、社会的評価や信用が低下したと受け取っても当然である。
- 4 よって、被告 AIRDO に対しては民事上として、マスク不着用のまま航空機に搭乗できる権利があることの確認を請求する次第である。
- 5 被告釧路警察署に対しては、AIRDO を忖度して、本来なら降機命令ができないにも関わらず、強制的降機に誘導したことに対し、不公平な立ち位置に立脚したことの反省を強く求めるものである。

第六 損害賠償 (請求の趣旨第 4 項)

- 一 国は、航空会社に対し、国民に対して法律上のマスク着用義務が存在しないこと、マスク不着用は安全阻害行為に当たらないこと、及び、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 11 条及び第 12 条に基づくマスク着用を乗客に要請する法的根拠が存在しないことを、それぞれ周知徹底させて指導すべき立場にあったのに、これを怠った結果、被告 AIRDO は、原告に対し、マスク着用を強要した挙句、本件各命令を発出したのである。
- 二 被告 AIRDO と被告釧路警察署警察官の前記各行為は、故意共同又は過失共同による不法行為に当たる。
- 三 これによつて、原告は、当日の予定をキャンセルせざるを得なくなったのみならず、全国に報道されて名誉が毀損され、議員活動に重大な支障が生じ、精神的な損害を被った。
- 四 被告 AIRDO は、原告の社会的評価を低下させる行為を継続していて、このような場面に遭遇すれば、原告には相応の精神的苦痛が発生しており、被告 AIRDO の損害賠償義務(慰謝料の支払い)は免れない。大声を出した云々は、この後原告の信用・名誉が侵害された、つまり損害が拡大したとしても、せいぜい過失相殺される。もともと悪いのは、原告らに精神的苦痛を与えたの AIRDO であるから、その後の原告の行為は、せいぜい過失相殺として損害額(慰謝料額)に斟酌されるにすぎない。となると本件事実関係のもと、これを慰藉するには金 100 万円を下らないが、金銭目的が本訴訟の趣旨ではないので、あえて金 1 円を請求する。

添付書類

- 1 訴状副本 2通
- 2 証拠説明書 3通
- 3 甲号証 各3通

当事者目録

〒 737-0045 広島県呉市本通 6 丁目 2-23
原告 谷本誠一

〒 060-0001 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 9 オーク札幌ビルディング 8 階
被告 株式会社 AIRDO
代表者代表取締役 草野晋

〒 085-0018 北海道釧路市黒金町 10 丁目 5-1
被告 釧路警察署
署長 藤原陸実